

# 福祉のまちづくり条例

## 事前協議書作成のための手引き

### (建築物)



1	事前協議書作成のための手引き	・・・ P 1
2	事前協議に必要な書類について	・・・ P 1
3	事前協議書作成のための確認事項について	・・・ P 1
4	事前協議書（第5号様式）の記入例	・・・ P 2
5	図面に明示すべき事項等	・・・ P 3～P 6
	・資料1 平面図	・・・ P 7
	・資料2 多機能トイレ詳細図	・・・ P 8

令和3年4月

川 崎 市

## 1 事前協議書作成のための手引き

川崎市福祉のまちづくり条例第 15 条の規定による事前協議においては、**本手引き及び協議ガイドを参考に、事前協議書を作成してください。**

**適合状況項目表及び図面の記載事項については本手引きを参考に作成してください。**また、整備項目の詳細等については、川崎市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル等を参考にしてください。

## 2 事前協議に必要な書類

- (1) 指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）（以下「事前協議書」という。）
- (2) 適合状況項目表（A 様式）
- (3) 付近見取図・配置図・各階平面図
- (4) こちらで指定した図面等（エレベーター仕様書及び詳細図、便所詳細図等）

※事前協議を行う者が、国、地方公共団体その他規則で定める者の場合、(1)の提出書類は、指定施設新築等（変更）通知書（第 1 1 号様式）（以下「通知書」という。）になります。

## 3 事前協議書作成のための確認事項

提出部数

**正本・副本各 1 部**を御用意ください。

事前協議書（第 5 号様式）  
・通知書（第 1 1 号様式）

「**4 事前協議書の記入例**」を参考に用途、指定施設の規模、連絡先（連絡が取れる設計者）を確認してください。

図面の記載事項

「**5 図面に明示すべき事項等**」、「**資料 1（平面図）**」、「**資料 2（多機能トイレ詳細図）**」を参考に、**図面に幅員等を記載してください。**

適合状況項目表との整合

**適合状況項目表と図面の数値等が相違ないか確認してください。**

必要な詳細図の添付

**便所・E V 等の詳細図**を添付してください。

**\* 以上のことに注意して、事前協議に必要な書類を作成してください。**

4 事前協議書（第5号様式）の記入例

第5号様式

変更協議の場合、囲む

指定施設新築等(変更)事前協議書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)川崎市長

住所 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇

氏名 川崎 太郎

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称	〇〇〇〇		
指定施設の所在地	川崎市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇		
指定施設の種類	図書館	構造	鉄筋コンクリート造 3階
新築等の種類	新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え		
指定施設の規模	敷地面積	1,000 m <sup>2</sup>	建築面積 400 m <sup>2</sup>
協議対象部分を記入	新築等の部分	その他の部分	合計
指定施設の延べ面積	400 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>
用途の内訳	(図書館)	400 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>
	(共同住宅)	m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>
	( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	共用部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
駐車場の駐車台数	8台 (うち機械式 台・車いす使用者用駐車施設 1台)		
工事予定年月日	着手	令和〇〇年〇〇月〇〇日	完了 令和〇〇年〇〇月〇〇日
連絡先	住所	〇〇県〇〇市〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇	電話番号 〇〇-〇〇-〇〇
※ 受付欄	年 日 第 号		
※ 審査結果等	担当者を記入		

建物全体を記入

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 注 2 必要な図書を添付してください。

図面に明示すべき事項：

補足事項：

### 適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名称	
所在地	

整備項目	整備基準	内容	協議*	検査*	
1 敷地内通路	道から外部出入口までの経路				
	(1)有効幅員は、140cm以上	有効幅員	cm		
	(2)路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げ		適 否		
	(3)高低差がある場合	・道から外部出入口までのレベル ・傾斜路部分の水平距離・勾配	高低差 cm		
	5 傾斜路の構造	(ア)有効幅員は、140cm以上 (段を併設する場合 90 cm以上)	有効幅員	cm	
		(イ)こう配は、1/15 [1/12] 以下 (高低差 20 [16] cm 未満の場合又は屋内の場合は 1/12 [1/8] 以下)		1/	踏幅の寸法
		(ウ)高低差 60cm 以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊場		cm	
		(エ)高低差 16cm を超える場合、手すりの設置	設置位置	無	
		(オ)両側は、転落を防ぐ構造			転落を防ぐ構造である旨
		(カ)表面は、滑りにくい仕上げ、踊り場などと識別しやすい構造			識別方法
		車いす使用者用特殊構造昇降機		有 無	
	(4)段の有無		有 無		
	6 段の構造	(ア)回り段としない		適 否	
		(イ)手すりの設置	設置位置	有 無	
(ウ)表面は、滑りにくい仕上げ			適 否		
(エ)段を容易に識別しやすく、つまずきにくい構造			適 否	識別方法	
(5)排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		適 否			

細目グレーチング等

2 外部出入口

・有効幅員  
・両開きの場合はフランス落しの有無

直接地上へ通ずる外部出入口

(1) 有効幅員は、90cm 以上 (フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。以下、出入口の有効幅員は同じ。		cm	
(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適	否	
(3) 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
(4) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	
(5) 戸の前後に開閉のための水平面の確保	水平面の寸法 (原則 150cm×150cm)		
(6) 戸の全面が透明な場合、衝突を防止するための措置	有	無	
(7) 1 に定める構造の敷地内通路との接続	有	無	

直接駐車場へ通ずる外部出入口

(1) 有効幅員は、90 cm 以上		cm	
(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適	否	
(3) 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
(4) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	
(5) 戸の前後に開閉のための水平面の確保	水平面の寸法 (原則 150cm×150cm)		
(6) 戸の全面が透明な場合、衝突を防止するための措置	有	無	
(7) 1 に定める構造の敷地内通路との接続	有	無	

3 内部出入口

(1) 有効幅員は、80cm 以上		cm	
(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適	否	
(3) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	
(4) 戸の前後に開閉のための水平面の確保	適	否	

4 廊下等

(1) 有効幅員は、140cm 以上 (共同住宅及び寄宿舎で車いすの転回に支障のない構造の部分を適切に設けた場合の有効幅員は、120cm 以上)		cm	
(2) 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
(3) 高低差がある場合	高低差	cm	
5 傾斜路	(ア) 有効幅員は、140cm 以上 (階段を併設する場合 90cm 以上)	cm	
	(イ) こう配は、1/12 以下	1/	

・有効幅員  
・転回部分を設ける場合は、転回部分  
(140cm×140cm)

1 (3) を参照

	(ウ) 高低差 60 cm 以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊場		cm		
	(エ) 高低差 16cm を超える場合、手すりの設置	適	否		
	(オ) 両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
	(カ) 表面は、滑りにくい仕上げ、踊場等と識別しやすい色又は材質	適	否		
	車いす使用者用特殊構造昇降機	有	無		
	(4) 手すりの設置 (社会福祉施設及び医療施設)	有	無		
	(5) 曲がり角は、車いす使用者の通行に支障のない構造	適	否		
6 階段					
	(1) 有効幅員は、130cm 以上 (7 に定めるエレベーターを設置しない場合)		cm		
	(2) 回り階段としない (主たる階段)	適	否		
	(3) 手すりの設置	有	無		
	(4) 表面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
	(5) 段を容易に識別しやすく、つまずきにくい構造	適	否		
7 エレベーター					
	エレベーターの設置	有	無		
	ア かが・昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ 80cm 以上				
	イ かがは、間口 140cm 以上、奥行 135cm 以上 (ただし、共同住宅・事務所・寄宿舎・工場は、 間口 105cm 以上、奥行き 152cm 以上)	間口 (幅)			
		奥行き	cm		
	ウ かがの床面は、車いすの転回に支障なく、滑りにくい仕上げ	適	否		
	エ かが内に、かがの停止予定階・現在位置表示装置の設置	有	無		
	オ かが内に、かがの停止階及びかが・昇降路の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有	無		
	カ かが内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置	有	無		
	キ かが内の左右両面の側板に、手すりの設置	有	無		
	ク かが内・乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置 (かが内の 1 以上の制御装置には、インターホンを設置)	有	無		
	ケ かが内・乗降ロビーの制御装置の操作・階を点字その他の方法により表示	有	無		
	コ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ 150cm 以上	幅	cm		
		奥行き	cm		

設置位置

有効幅員

設置位置

識別方法

下記の仕様がわかる  
仕様書・詳細図を添付数台ある場合は、  
協議対象とする  
エレベーターの別

	サ 乗降ロビーに、停止するかごの昇降方向を音声等により知らせる装置の設置	有	無		
	無の場合、かご内にかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		
8 便所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           平面図で下記の仕様が確認できない場合は、詳細図を添付         </div>				
	(1) 多機能トイレ			有効幅員	
	ア 多機能トイレ・多機能便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 cm 以上	便所	cm		
		便房	cm		
	イ 多機能トイレ・多機能便房の戸は、円滑に利用できる構造	適	否		
	ウ 多機能便房の幅・奥行きの内法はそれぞれ 200cm 以上 (構造上やむを得ない場合は、一方を 150cm 以上)	幅	cm		
		奥行き		有効寸法 資料 2 参照	
	エ 多機能トイレ・多機能便房の出入口に段を設けない	適	否		
	否の場合、円滑に通過できる構造	適	否		
	オ 手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無		
	カ 付属器具は円滑に利用できるもの (必要に応じ緊急通報装置の設置)	適	否		
	キ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
	ク 多機能便房内に、円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無		
	ケ 多機能便房内に、荷物台の設置	有	無		
	コ 多機能トイレを外部出入口のある階及び複数階に設置	有	無		
	サ 出入口に多機能トイレの表示	有	無		
	シ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等の設置	有	無		
	ス オストメイト対応の水洗器具の設置	有	無		
	(2) 多機能トイレ以外の便所			有効幅員	
	ア 便所・便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 cm 以上	便所	cm		
		便房	cm		
	イ 出入口に段を設けない	適	否		
	否の場合、円滑に通過できる構造	適	否		
	ウ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
	エ 手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無		
	オ 円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無		
	カ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等の設置	有	無		

9 駐車場

車いす使用者用駐車施設の設置(総駐車台数____台) (100台以下の場合1以上、100台を超える場合1/100以上)		台	寸法
(1)幅は370cm以上、奥行きは600cm以上 (2台目以降は、幅は350cm以上、奥行きは500cm以上)	幅	cm	
	奥行き	cm	
(2)出入口に近接した水平な場所への設置		適	否
(3)車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法でわかりやすく表示		適	否

外部出入口から駐車場に至る通路

表示方法

敷地内通路

1を参照

傾斜路の構造

6 段の構造

(1)有効幅員は、140cm以上		cm	
(2)路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上	適	否	
(3)高低差がある場合	高低差	cm	
5 (ア)有効幅員は、140cm以上 (段を併設する場合90cm以上) (イ)こう配は、1/15 [1/12] 以下 (高低差20 [16] cm未満の場合又は屋内の場合は1/12 [1/8] 以下) (ウ)高低差60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場 (エ)高低差16cmを超える場合、手すりの設置 (オ)両側は、転落を防ぐ構造 (カ)表面は、滑りにくい仕上げ、踊り場などと識別しやすい構造		cm	
		1/	
		cm	
	有	無	
	適	否	
	適	否	
車いす使用者用特殊構造昇降機	有	無	
(4)段の有無	有	無	
6 (ア)回り段としない (イ)手すりの設置 (ウ)表面は、滑りにくい仕上げ (エ)段を容易に識別しやすく、つまずきにくい構造	適	否	
	有	無	
	適	否	
	適	否	
(5)排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置	適	否	

10 レジ通路等

有効幅員

有効幅員は、90cm以上		cm
--------------	--	----



平面図で下記の仕様が確認できない場合は、詳細図（展開図等）を添付

11 浴室			
(1) 出入口の有効幅員は、80cm 以上		有効幅員	cm
(2) 出入口に段を設けない		レベル	適 否
否の場合、円滑に通過できる構造			適 否
(3) 戸は、円滑に利用できる構造			適 否
(4) 脱衣室・洗い場の床面は、滑りにくい仕上げ			適 否
(5) 浴槽・洗い場に、必要に応じて手すりを設置		高さ	有 無
(6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮			適 否
12 シャワー室及び更衣室			
(1) 出入口の有効幅員は、80cm 以上		有効幅員	cm
(2) 出入口に段を設けない		レベル	適 否
否の場合、円滑に通過できる構造			適 否
(3) 戸は、円滑に利用できる構造			適 否
(4) 床面は、滑りにくい仕上げ			適 否
(5) シャワー用の区画のうち、1 以上に手すりの設置			有 無
(6) シャワー用の区画のうち、1 以上に壁付ベンチ等の設置			有 無
13 客室			
総客室数			室
(1) 出入口の構造		有効幅員	
3 内部出入口	(1) 有効幅員は、80cm 以上		cm
	(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない		適 否
	(3) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造		適 否
	(4) 戸の前後に開閉のための水平面の確保		適 否
(2) 床面は、滑りにくい仕上げ			適 否
(3) 室内に手すり等を適切に配置			適 否
(4) 車いす使用者が円滑に移動・回転できるように、十分な広さを確保			適 否
(5) ベッドは、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保			適 否
(6) 次の内部出入口を有し、床面積が確保され、かつ、腰掛式の便器、手すり等が適切に配置された便所の設置			有 無
3 内部出入口	(1) 有効幅員は、80cm 以上	有効幅員	cm
	(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない		適 否
	(3) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造		適 否
	(4) 戸の前後に開閉のための水平面の確保		適 否

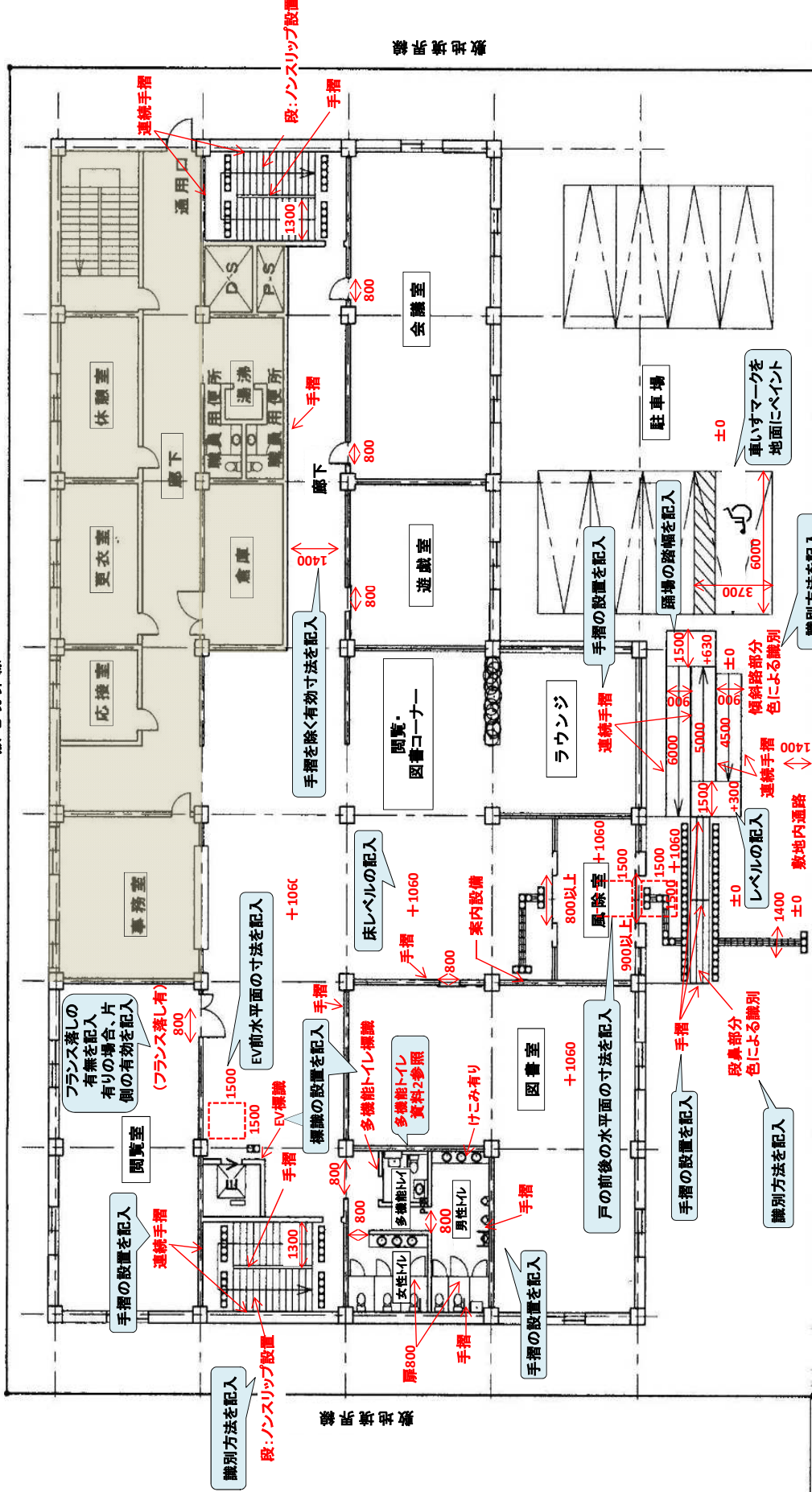
(7) 次の内部出入口を有し、浴槽、手すり等が適切に配置された浴室の設置		有	無	
3 内部出入口	(1) 有効幅員は、80cm 以上	有効幅員		cm
	(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適	否	
	(3) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	
	(4) 戸の前後に開閉のための水平面の確保	適	否	
14 観覧席等				
(1) 車いす使用者用席の設置 (観覧席等の総数__席) (500 席以下の場合 2 席以上、500 席を超える場合 1/200 以上)		設置位置		席
ア 1 席当たりの幅 90cm 以上、奥行き 140cm 以上	幅			cm
	奥行き			cm
イ 床面は、滑りにくい仕上げ		適	否	
ウ 出入口に近接し、段差なく到達できる場所への設置		適	否	
エ 車いす使用者用席に至る通路は、人と車いすのすれ違いができる幅員を確保		適	否	
(2) 障害者、高齢者等が客席又は舞台そで口から舞台に上ることのできる経路を確保		経路		適 否
15 カウンター及び記載台				
(1) 高さは、75cm 程度				cm
(2) 下部に、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみの設置		有	無	
16 公衆電話機及び公衆電話台				
(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる公衆電話機の設置		有	無	
(2) 可動式台又は固定式台の設置		有	無	
ア 固定式台の場合の高さは、75cm 程度				cm
イ 下部に、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみの設置		有	無	
17 案内標示				
(1) 障害者、高齢者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置		設置位置		適 否
(2) 点字その他の方法による表示		有	無	
(3) 障害者、高齢者等が見やすい位置、かつ、分かりやすい標識 (エレベーター、多機能トイレ、車いす使用者用駐車施設) の設置		設置位置		適 否

18 非常口及び誘導設備			
(1)非常口には、段を設けない	適	否	
(2)誘導設備			
ア 外部出入口等に、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板の設置	有	無	
イ 一斉放送ができる設備の設置	有	無	
19 休憩施設及び授乳場			
利用者の休憩の設備及び授乳のための場所の設置	有	無	
20 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備			
(1)視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導設備の設置			
ア 敷地内通路	有	無	
イ 外部出入口の戸の前後	有	無	
ウ 外部出入口から受付又は案内標示に至る廊下等	有	無	
エ 傾斜路の上端及び下端並びに踊り場 (敷地内通路に階段を併設する場合は除く)	有	無	
オ 階段の上端及び下端並びに踊り場	有	無	
カ エレベーターの操作盤に近接した場所	有	無	
(2)必要に応じて、手すりの終始部分に点字その他の案内設備の設置			
廊下等	有	無	
傾斜路	有	無	
階段	有	無	
(3)出入口に点字その他の案内設備の設置			
便所	有	無	
客室	有	無	
(4)エスカレーターのくし板は、ステップ部と区別しやすい色	適	否	
21 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な整備			
(1)窓口等に、文字による情報を表示する設備の設置	有	無	
(2)会議室に、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	有	無	
(3)客席に、難聴者の聴力を補う設備の設置	有	無	
(4)受付等に、手話通訳者の配置	有	無	

ブロックの仕様及び敷設位置

■ 整備対象外（職員のみ利用の場合、整備対象外となります。）

敷地境界線



※赤字を記入して下さい。(提出図面は黒字で可)

※各寸法については、有効寸法を記入してください

敷地境界線

道からのレベルを記入

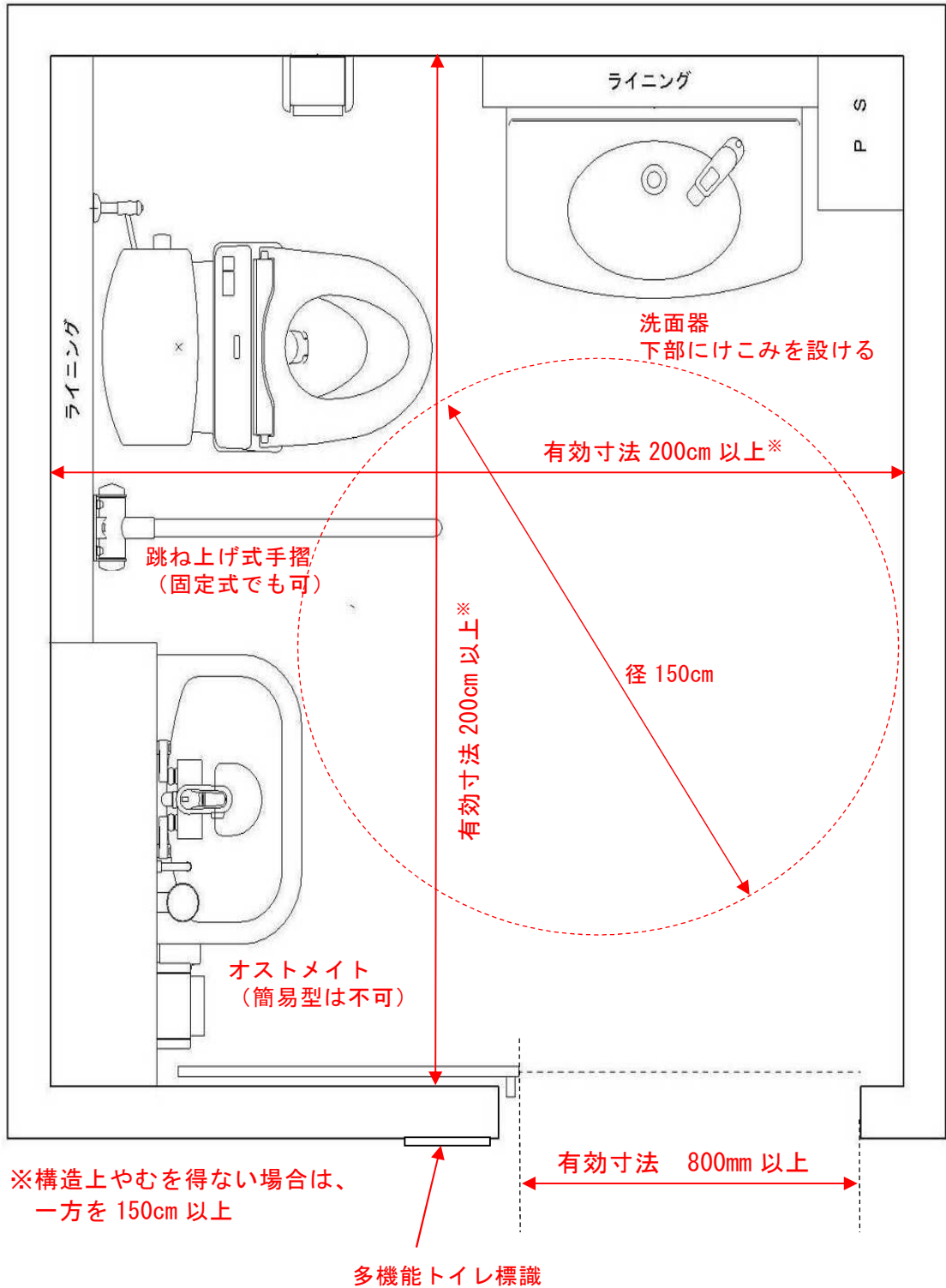
道路

(仮称) 〇〇〇 新築工事

配置図兼1階平面図

縮尺 1/1000

# 多機能トイレ詳細図



## 問い合わせ窓口

まちづくり局指導部建築管理課

Tel 044-200-3088

Mail [50kekan@city.kawasaki.jp](mailto:50kekan@city.kawasaki.jp)